

穴水町宿泊施設整備促進事業のご案内

～町内の宿泊施設を支援します!!～

世界農業遺産認定や北陸新幹線金沢開業を見据え、県内外からの観光客等が心地よく滞在できるよう、宿泊施設の改修工事に対して一部助成を行い、観光産業の振興を図ります。

- ・ **助成対象施設**…穴水町内の旅館及び民宿、農家民宿等を開業するための施設
- ・ **助成対象内容**…宿泊客が直接使用する施設の増改築工事及び設備の改修工事(空調設備及びボイラ一等の給湯設備の改修工事を含む)並びにインターネット環境構築のための改修工事
※厨房の改修や備品(テレビ等)は対象となりません。
- ・ **補助率及び限度額**…補助対象経費の1/2の額 限度額300万円
- ・ **助成期間**…H26年4月1日～H29年3月31日



“おもてなし”の
充実を図ろう!



お問い合わせ先
穴水町産業振興課
担当 谷川
Tel 0768-52-3670

申請手続きの流れについて

事前相談

改修希望者は役場産業振興課との事前相談を行う。
(改修箇所の確認等)

工事業者選定

事業相談後、工事を依頼する業者を選定し見積り等をとる。

交付申請

改修工事契約前に交付申請書(様式第1号)を提出する。
※交付申請書添付書類
○改修しようとする施設の位置図及び平面図等の図面
○改修工事に要する経費の内訳が記載された見積書等
○改修工事等において設備の型式等が確認できる書類(カタログ等)

交付決定

書類審査後、町より決定通知書(様式第2号)により、
申請者へ通達する。

改修工事

交付決定後、改修工事を施工します。

事業変更申請

・交付決定後、金額を含む申請の内容に変更が生じた場合には変認申請承認書(様式第4号)を提出する。
※改修内容が当初より変更される場合は、図面及び見積書等を添付して下さい。
書類審査後、変更承認通知書(様式第5号)により申請者へ通達します。

実績報告

工事が完了したら、実績報告書(様式第6号)を提出する。
※添付書類
○改修工事に係る請負契約書の写し
○改修工事に要した経費の領収書及びその明細の写し
○改修工事の実施状況が確認できる写真(着手前と完了後)

補助金の 額確定通知

書類審査後、確定通知書(様式第7号)により申請者へ
通知する。

補助金請求

額が確定後、交付請求書(様式第8号)を提出する。

補助金交付

交付請求に基づき、指定口座に補助金を振込みます。

注意事項

- ・実績報告は、交付申請書を行った年度の3月末日までに行ってください。
- ・交付決定後に、工事を中止または廃止する場合に置かれましても、様式第4号の提出をお願いします。
- ・厨房の改修及び備品の購入に要する経費は補助対象経費とはみなしませんので注意して下さい。
- ・各種書類について審査後であっても、翌年度から5年間は保存してください。